	4　計量証明に使用する特定計量器の検査のサービスを提供しようとする者は、日本国内に法人を設立し、検査を行おうとする場所を管轄する都道府県知事の指定を受けなければならない。 5　特定計量証明事業者に対する認定を行おうとする者は、日本国内に法人を設立し、経済産業大臣の指定を受けなければならない。 6　計量器の校正等のサービスを提供しようとする者は、日本国内に法人を設立し、経済産業大臣の指定を受けなければならない。
十九	
分野	医療及び福祉
小分野	
産業分類	ＪＳＩＣ　八五九九　他に分類されない社会保険・社会福祉・介護事業
留保の種類	市場アクセス（第四十六条）
政府の段階	中央政府
措置	労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）第四章 労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則（昭和四十七年労働省令第八号） 日本国の法令に基づいて厚生労働大臣の認可を得た事業主の団体又はその連合団体のみが、事業主の委託を受けて労働保険業務を行うことができる。日本国の法令によりそのような労働保険業務を行おうとする団体は、日本国内に事務所を設置し、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。
概要	
二十	
分野	鉱業
小分野	鉱業に付随するサービス
産業分類	ＪＳＩＣ　〇五　鉱業、採石業、砂利採取業
留保の種類	市場アクセス（第四十六条）
政府の段階	内国民待遇（第四十七条）
措置	中央政府 鉱業法（昭和二十五年法律第二百八十九号）第二章及び第三章 外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条及び第三十条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条及び第五条 日本国の国民又は日本国の法律に基づいて設立される法人のみが、鉱業権又は租鉱権を保有することができる。
概要	外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の鉱業に付随するサービスへの投資を行おうとする外国投資家について適用する。
二十一	
分野	石油業
小分野	石油及び石油製品に関連する倉庫サービス 石油及び石油製品に関連する流通サービス
産業分類	ＪＳＩＣ　四七一一　倉庫業（冷蔵倉庫業を除く。） ＪＳＩＣ　四七二一　冷蔵倉庫業 ＪＳＩＣ　五三二一　石油卸売業 ＪＳＩＣ　六〇五一　ガソリンスタンド ＪＳＩＣ　六〇五二　燃料小売業（ガソリンスタンドを除く。） ＪＳＩＣ　九二九九　他に分類されないその他の事業サービス業 注1　ＪＳＩＣ四七一一、四七二一又は六〇五二の下での活動のうち留保の対象となる活動は、石油業に関連するものに限られる。 注2　ＪＳＩＣ九二九九の下での活動のうち留保の対象となる活動は、液化石油ガス産業に関連するものに限られる。
留保の種類	内国民待遇（第四十七条）
政府の段階	中央政府
措置	外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条 外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の石油業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。もっとも、エチレン、エチレングリコール、ポリカーボネートその他のすべての有機化学工業製品は、石油業の範囲外である。
概要	
二十二	
分野	自由職業サービス
小分野	

産業分類	ＪＳＩＣ　七二一一　法律事務所
留保の種類	市場アクセス（第四十六条）
政府の段階	中央政府
措置	弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）第三章から第五章まで及び第九章 法律サービスを提供しようとする自然人は、日本国の法令により弁護士としての資格を有しなければならず、その所属する弁護士会の地域内に事務所を設置しなければならない。
概要	法律サービスを提供しようとする企業は、日本国の法令に基づく弁護士法人を設立しなければならない。
二十三	
分野	自由職業サービス
小分野	
産業分類	ＪＳＩＣ　七二一一　法律事務所
留保の種類	市場アクセス（第四十六条）
政府の段階	中央政府
措置	外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）第二章及び第四章 外国法事務弁護士サービスを提供しようとする自然人は、日本国の法令により外国法事務弁護士としての資格を有しなければならず、その所属する弁護士会の地域内に事務所を設置しなければならない。 日本国の法令に基づく外国法事務弁護士は、一年のうち百八十日以上日本国内に滞在しなければならない。
概要	
二十四	
分野	自由職業サービス
小分野	
産業分類	ＪＳＩＣ　七二一二　特許事務所
留保の種類	市場アクセス（第四十六条）
政府の段階	中央政府
措置	弁理士法（平成十二年法律第四十九号）第三章、第六章及び第八章 弁理士サービスを提供しようとする自然人は、日本国の法令により弁理士としての資格を有しなければならない。 弁理士サービスを提供しようとする企業は、日本国の法令に基づく特許業務法人を設立しなければならない。
概要	
二十五	
分野	自由職業サービス
小分野	
産業分類	ＪＳＩＣ　七二二一　公証人役場、司法書士事務所
留保の種類	市場アクセス（第四十六条） 内国民待遇（第四十七条）
政府の段階	中央政府
措置	公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第二章及び第三章 日本国の国民のみが、日本国内において公証人に任命されることができる。 公証人は、法務大臣が指定する場所に事務所を設置しなければならない。
概要	
二十六	
分野	自由職業サービス
小分野	
産業分類	ＪＳＩＣ　七二二一　公証人役場、司法書士事務所
留保の種類	市場アクセス（第四十六条）
政府の段階	中央政府
措置	司法書士法（昭和二十五年法律第百九十七号）第三章から第五章まで、第七章及び第十章 司法書士サービスを提供しようとする自然人は、日本国の法令により司法書士としての資格を有しなければならず、その所属する司法書士会の地域内に事務所を設置しなければならない。 司法書士サービスを提供しようとする企業は、日本国の法令に基づく司法書士法人を設立しなければならない。
概要	
分野	自由職業サービス
小分野	